

## 船舶事故調査報告書

平成26年6月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成26年4月2日 04時00分ごろ以降の本船が秋田県秋田船川港の船川第3区の船だまりを出発した時～05時30分ごろの間）
発生場所	不明（秋田船川港船川第3区の船だまり～秋田県男鹿市所在の鵜ノ埼灯台東北東方沖1,500m付近の間）
事故調査の経過	平成26年4月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五進寶丸 <sup>しんぼう</sup> 、2.74トン AT3-8549（漁船登録番号）、個人所有 8.39m(Lr)×2.02m×0.74m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和55年6月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年5月27日 免許証交付日 平成23年8月29日 (平成29年8月9日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、平成26年4月2日05時30分ごろ鵜ノ埼灯台東北東方沖1,500m付近の秋田船川港船川第3区内の暗礁に無人で乗り揚げているところを航行中の漁船に発見され、連絡を受けた船長の親族が、乗り揚げている本船を確認した後、06時49分ごろ海上保安庁に118番通報を行った。 船長は、海上保安庁等による捜索が行われた結果、11時23分ごろ鵜ノ埼灯台南東方沖380m付近の海中で発見され、溺水による死亡と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西～南南西、風速 約1～2m/s 海象：波高 約0.5m未満、海面水温 約9℃ 日出時刻：05時24分ごろ

<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだん、本船に1人で乗り組んで漁業に従事しており、本事故の時期には、ます流し釣り漁を行うため、夜明け前に出漁していた。</p> <p>地元漁船の乗組員は、本事故当日の04時00分ごろ本船が秋田船川港船川第3区の船だまりに係留されているところを目撃した。</p> <p>本船には、ます流し釣り漁の漁具が積載されていたものの、漁具が使用された形跡はなく、機関操縦レバーは、中立の位置にあった。</p> <p>船長は、発見時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、04時00分ごろ秋田船川港船川第3区の船だまりに係留中のところを目撃され、05時30分ごろ同区内の暗礁に無人で乗り揚げているところを発見されたことから、04時00分ごろ以降の秋田船川港船川第3区の船だまりを出発した時から05時30分ごろに暗礁で発見された間において、船長が、落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が秋田船川港船川第3区の船だまりを出発した後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人乗りの漁船の船長は、漁労に従事していない場合においても、航行中は落水に備えて救命胴衣を着用しておくことが望ましい。</li> </ul>